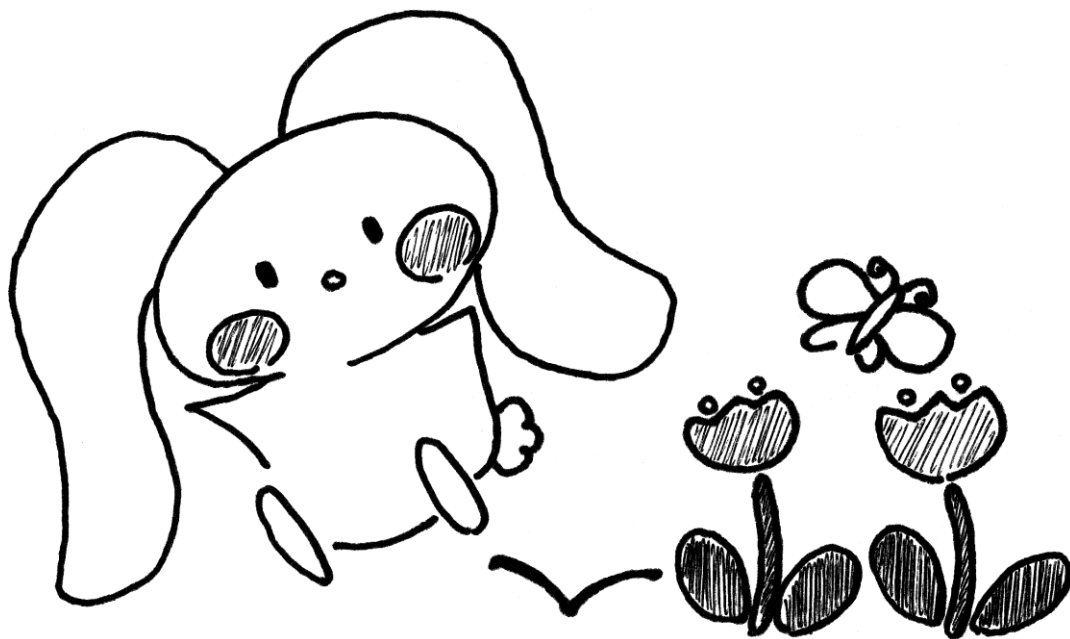


**春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
2016年度総会 議案書**



**日時 2016年5月22日 10時～
場所 春日部市民文化会館 和室**

目次

総会次第

第1号議案	2015年度	活動報告
	2015年度	決算報告
第2号議案	2016年度	活動計画
	2016年度	予算案

- 添付資料1) 放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書（保育課宛）
- 添付資料2) 放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書（社協宛）
- 添付資料3) 「放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書」への回答（保育課）
- 添付資料4) 「放課後児童クラブの設置・運営に関する要望書」への回答（社協）
- 添付資料5) 春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 規約
- 添付資料6) 2015年度 協賛金にご協力いただいた方々



総会次第

1. 開会の言葉
2. 代表あいさつ
3. 議長及び書記の選出
4. 議事

第1号議案	2015年度	活動報告
	2015年度	決算報告
第2号議案	2016年度	活動計画
	2016年度	予算案
5. 議長・書記の解任
6. 役員選出
7. その他討議次項
8. 閉会の言葉

2015年度 活動報告

1) はじめに

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会（以下、連絡会）の発足から8年が経過しました。定期的な会議を実施しながら、クラブ間の情報交換の機会を作り、各父母会における問題の解決や、全体として行政に要望を届けるなどの活動を行ってきました。

この間、施設の改善や指導員の待遇改善、保育時間の延長など、保育にかかわる環境は少しずつではありますが改善されてきました。しかし、県の運営基準に明記されている設備が整っていなかったり、指導員の不足の問題や経験年数の少ない指導員が多数を占めるなど、まだまだ課題が多くあるのが実情です。

以下、昨年度に掲げた活動重点項目に沿って、1年間の活動を振り返ります。

2) 2015年度、重点項目と成果

①より良い保育の実現のために（市への訴え）

- ・最も切実な問題として、入室できない高学年をなくすため、施設の増設と指導員の確保を市に要望しました。単年度の成果ではありませんが、昨年4月に条例の改正に至り、全学年の受け入れが決定しました。
- ・県の運営基準に記載されている設備をもれなく設置する様、市に要望しました。
- ・指導員の待遇改善と、研修機会の拡大を訴えました。本年1月には、指導員の給与テーブルの改正があり、初任給の大幅な増額が実現しました。

しかし・・・

指導員の不足や設備の不足など、まだまだ改善されなければならない問題がたくさんあります。今後も引き続き、1つ1つの課題の改善に向けて、要望活動を続けていきます。

②連絡会の活動について、共通理解の浸透を図る

- ・連絡会ニュースを発行し、会の意義と活動の実態、内外の関連情報などを発信しました。
- ・代表者会議や学童まつりなどの機会を活用し、活動の趣旨説明と協力をお願いをしてきました。

③会員相互の交流を図り、情報を共有する

- ・代表者会議を年3回実施し、クラブ間の情報交換と交流の場を提供しました。
- ・3年ぶりに設備状況のアンケートを行い、情報を共有すると共に対市要望の参考にしました。
- ・必要に応じて、調査活動や要望書の作成、署名への協力要請などを行います。
- ・父母会で利用できる様なイベントやレクリエーションなどの情報まとめ・・・できませんでした！
- ・ホームページをアップグレードし、より活用しやすいものにする・・・できませんでした！

3) 2015年度の活動実績

日程	全体会議等	事務局会議等	主な内容
2015年5月17日	総会		活動計画、予算、役員人事規約の改正
2015年6月28日 (日)	第1回 代表者会議		第1回運営連絡会の総括 情報交換
2015年8月31日		第1回 事務局会議	第2回代表者会議準備 学童まつり準備
2015年10月17日		第2回 事務局会議	第2回代表者会議準備 学童まつり準備
2015年10月18日 (日)	第2回 代表者会議		設備状況調査結果確認 対市要望書検討
2015年11月1日 (日)			学童まつり参加
2015年11月26日			対市要望書提出 (保育課と社協へメールにて)
2015年12月9日			対市要望書回答 (保育課、社協よりメールにて)
2016年1月7日		第3回 事務局会議	第2回運営連絡会への対応
2016年2月16日		第4回 事務局会議	第3回代表者会議準備
2016年2月20日 (土)	第3回 代表者会議		第2回運営連絡会議総括 新年度に向けて 情報交換
2016年4月28日		第5回 事務局会議	来年度の活動について 総会準備
2016年5月1日		総会資料作成	
2016年5月12日		会計監査	
2016年5月22日 (日)	総会		活動報告、会計報告、役員人事

2015年度決算報告

(会計年度2015.4.1~2016.3.31)

[収入の部]

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	0	31,894	31,894	8クラブ+8名
諸収入	0	11	11	利息11円
繰越金	122,523	122,523	0	2014年度繰越金
合計	122,523	154,428	31,905	

[支出の部]

項目	予算額	決算額	比較増減	備考	
会議費	総会費	0	0	0	講師代
	会場費	10,000	5,600	-4,400	会場使用料
	保育費	12,000	15,000	3,000	保育謝礼
	その他	5,000	6,429	1,429	茶菓、駐車場代
宣伝費	ホームページ利用料	5,832	5,832	0	
活動費	交通費・参加費	40,000	37,014	-2,986	県連会費、式典、保育誌代
事務費	事務・通信・印刷費	40,000	25,375	-14,625	印刷費、通信費、文具
予備費	その他	9,691	0	-9,691	
会費返金		0	0	0	
合計	122,523	95,250	-27,273		

収入合計 154,428 円 - 支出合計 95,250 円 = 59,178 円

※ 残金 59,178 円は次年度に繰り越します。

[特別会計]

収入) 2014年度繰越金	1,189,267	支出)	
利息	189		0
	1,189,456		0

収入合計 1,189,456 円 - 支出合計 0 円 = 1,189,456 円

※ 残金 1,189,456 円は次年度に繰り越します。

以上のとおり会計報告をします。

会計委員 山岸あさ美

【会計監査報告】 上記のとおり相違ないことを報告します。

平成28年 4月 30日

会計監査

山口未弥子
(武里放課後児童クラブ)

2016年度活動計画（案）

1) 活動目的と重点項目

今年度も、「放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくこと」を目的として活動を行います。条例改正後1年が経過し、高学年受け入れのための増設が進む中で、指導員の不足による過密状態が顕在化しています。希望者全員が入室できることが最優先事項ではありますが、保育環境の悪化があってはなりません。問題の洗い出しと改善に向けた要望活動を続ける事が大切です。

また、各クラブの父母会活動を行う上で少しでも有益な情報を発信する事を目指し、クラブの垣根を越えた父母同士の情報交換と交流のお手伝いを行っていきます。

①より良い保育の実現のために（市への訴え）

- ・高学年受け入れのための増設が少しでも早く進むよう、進捗と状況の確認を行っていきます。
- ・ロッカーの不足や洗濯機の欠如など、県の運営基準に従っていない設備の改善を要求します。
- ・指導員の待遇改善と、研修機会の拡大を訴えます。

②連絡会の活動について、共通理解の浸透を図る

- ・連絡会ニュースを発行し、会の意義と活動の実態、内外の関連情報などを随時発信します。
- ・代表者会議や学度まつりなどの機会を活用し、父母への趣旨説明と協力要請を行います。

③会員相互の交流を図り、情報を共有する

- ・代表者会議を年3回実施し、クラブ間の情報交換と交流を促進します。
- ・必要に応じて、調査活動や要望書の作成、署名への協力要請などを行います。
- ・父母会で利用できる様なイベントやレクリエーションなどの情報をリスト化し、配布します。
- ・ホームページをアップグレードし、より活用しやすいものにします。

2) 2016年度 会議日程

日程	全体会議等	事務局会議等	主な内容
2016年5月22日(日)	総会		活動計画、予算
2016年6月		第1回 事務局会議	第1回代表者会議準備
2016年7月3日 (日)	第1回 代表者会議		情報交換 運営連絡会議対応検討
2016年9月		第2回 事務局会議	第2回代表者会議準備
2016年10月8日 (土)	第2回 代表者会議		対市要望書検討
2016年10月			対市要望書提出
2016年10月23日 (日)			春日部学童まつり
2016年12月		第3回 事務局会議	要望回答検証 運営連絡会議対応検討
2017年1月		第4回 事務局会議	第3回代表者会議準備
2017年1月22日 (日)	第3回 代表者会議		新年度に向けて
2017年3月		第5回 事務局会議	総会準備
2017年4月		第6回 事務局会議	総会準備
2017年5月21日 (日)	総会		活動報告、会計報告

※会議日程は、各クラブでの年間計画を立て易くするために、現時点で予想される日程を記入していますが、実際の状況・都合によって変更になる場合があります。

※事務局会議は、必要に応じて適宜開催します。表に記された日程はおおよその目安です。

2016年度予算(案)

(会計年度2016.4.1~2017.3.31)

[収入の部]

項 目	前年実績	予算額	比較増減	備 考
協 賛 金	31,894	50,000	18,106	
諸 収 入	11	0	-11	
繰 越 金	122,523	59,178	63,345	2014年度繰越金
合 計	154,428	109,178	-45,250	

[支出の部]

項 目	前年実績	予算額	比較増減	備 考	
会 議 費	総会費	0	10,000	10,000	
	会場費	5,600	5,000	-600	会場使用料
	保育費	15,000	12,000	-3,000	保育謝礼
	その他	6,429	5,000	-1,429	茶菓、他
宣 伝 費	ホームページ利用料	5,832	5,832	0	
活 動 費	交通費・参加費	37,014	40,000	2,986	保育誌、会費、研修会
事 務 費	事務・通信・印刷費	25,375	20,000	-5,375	
予 備 費	その他	0	11,346	11,346	
合 計	95,250	109,178	13,928		

添付資料 1) 対市要望書(保育課向け)

春日部市長
石川 良三様

放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書

2015年11月
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
代表 金子 史(幸松放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、活動しております。

今年度は、国の「子ども・子育て支援新システム」スタートと同時に春日部市も「放課後児童クラブ条例」の改正並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、新たな段階に進み始めました。

しかしながら、条例改正の最も大きな変化の一つである「全学年の入室」に関しては、依然として高学年が入室できない児童クラブが存在し、また大規模クラブの改善についても、「当面の間」現状を維持するという経過措置が謳われており、未だ制度改革の成果が見られておりません。

このような状況を一刻も早く改善し、「日本一子育てしやすい町」を掲げる春日部市において、子ども達の放課後の生活環境が少しでも改善される様、父母としての願いを要望にまとめました。これらの実現のため、予算措置を含めた格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

<要望>

1. 運営に関する要望

1) 新条例に基づき、全学年の希望者が入室できる様、一日も早く設備と体制を整えてください。

定員オーバーを理由に高学年の一部が入室不可の状態となっているクラブについて、早急に設備の拡張と指導員の確保をお願いします。

2) 指導員の配置は、従来通りの原則を継承し、新条例を理由に配置基準の変更を行わないでください。

春日部市の従来指導員配置は、「小規模でも1クラブ複数の正規指導員、児童25名増加毎に正規指導員1名を加配」が原則です。新条例では「2名の支援員の内1名は補助員でも良い」とされていますが、もしこのような変更が行われれば、明らかに保育の質の低下に当たります。また、児童20名未満のクラブについては、同一敷地内の2つのクラブでの補助員の兼務が認められる記述がありますが、これについても同様です。第5条の2に記述されている通り、「基準を超えて運営されている事業者」については、「基準を理由に運営を低下させる」ことは許されません。

3) 各児童クラブ毎のニーズを把握し、保育時間延長を検討してください。

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差はあるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

4) 兄弟入所や高学年の入所に対して、保育料減額を検討してください。

放課後児童クラブの保育料は地域によりまちまちですが、公設公営学童保育では比較的低額に、民営学童保育では高額になっているのが現状です。昨年度の要望書回答では、「県内市の平均は8300円」と

記述がありますが、これは公設学童の平均でしょうか？ さいたま市の例を見ても、同じ市内でも公設は8000円、NPO学童は10500円と、かなりの差があります。県内市の平均が8300円だとすれば、県内公設学童の平均はそれよりも低いはずです。そうなれば、春日部市は「公設の中では高い保育料」という事になります。平均値算出方法について、もう少し具体的にご説明をお願いします。

また、さいたま市や幸手市、久喜市など、多くの市町村で高学年の保育料軽減や、2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られています。春日部市においてもこうした軽減措置を検討してください。

5) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、合同保育を行ってほしいという意見も多数見受けられます。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

6) 新条例の附則に記されている設備及び児童数の経過措置について、「当分の間現状維持」ではなく、「すみやかに移行」する様、努力してください。

新条例の附則に盛り込まれた経過措置で、1クラブ辺りの児童数（概ね40名）と、専用区画の面積（1人当たり1.65㎡以上）について、経過措置として期限を定めない猶予期間が明記されています。条文では改善する内容を謳いながら実際には実現しないのでは意味がありません。一刻も早く改善を実現できる様、予算の確保を含めた対応をお願いします。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

2) 指定先の業務管理担当者に放課後児童支援員認定資格研修を受講させてください。

新制度の開始に伴い、今年度から「子ども・放課後サポートセンター」が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」への指導員の派遣が始まりました。放課後児童クラブの円滑な管理運営を行うため、指導員の管理指導に当たる社協の担当職員にも、この研修を受講する様、義務付けてください。

3) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。春日部の指導員給与についても、東武沿線の越谷、草加いづれの市よりも低い水準であり、過去においては、春日部の指導員が退職して他地域の指導員や教員、保育士などに転職した事例が多くあります。指導員の多くは経験の浅い状況であり、その指導員が頻繁に離職する状態がここ数年続いています。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加が必要です。そのために、指定先への委託費用、特に人件費の増額を行ってください。

＜参考データ 1＞資格別平均年収

(年収ラボ H25 年版データ)

(*総務省 H19 年 地方公務員給与実態調査)

職業	年収	平均年齢
小中学校教員*	742.4 万円	43.8 歳
看護師	472 万円	38.0 歳
准看護師	399 万円	46.7 歳
保育士	310 万円	34.7 歳

＜参考データ 2＞春日部市および草加市の放課後児童クラブ指導員年収比較

勤続年数 (経験年数)	年収 (超勤手当を除く)		
	春日部市(H25)	越谷市(H26)	草加市(H24)
1 年目 (0 年)	2,124,276 円	2,134,860 円	2,320,000 円
2 年目 (1 年)	2,157,792 円	2,260,440 円	2,363,500 円
.....
1 2 年目 (1 1 年)	2,480,184 円 ※12 年目以降昇給無し	2,595,320 円 ※14 年目以降昇給無し	2,842,000 円 ※12 年目以降も昇給

4) 保育課および社協担当者の現場把握を徹底してください。

放課後児童クラブの各現場において、子どもたちの生活上問題となる点や危険な個所、設備の不足による課題など、多種多様な問題が存在します。指導員からも随時問題提起があるとは思いますが、そうした指摘が無い場合でも、人によって見方が異なる場合や、現場の状況が伝聞からの想像と異なっている事もあります。問題の指摘等の有無に関わらず、全てのクラブにおいて最低でも年度に1～2回は社協および保育課双方の担当者が現場を訪問し、各クラブの状況を確認すると同時に指導員からのヒヤリングを行って、現状に対する意思の疎通を徹底してください。

5) 父母会の無いクラブにおける父母の交流機会を積極的に設けてください。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力をお願いします。また、父母会の無いクラブにおいては、指導員が計画を立て、少なくとも年度に数回は父母と指導員が顔を合せ、情報の提供や意見交換、交流などを行う機会を設ける様にしてください。

3. 施設改善、その他について

1) 「市が必要と認める設備」を、県の運営基準に準拠させてください。

各児童クラブにおける設備の状況は年々改善してきていますが、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備 (冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等) について、依然として設置がされていない、あるいは不足しているクラブが存在します。「市が必要と認める設備」の認識が、県の運営基準と合致していない事が明白です。運営基準に明記されている設備については、市の責任において必要量を確保してください。

2) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と

利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。
- ②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と全クラブへの配置状況を保護者に説明してください。
- ③指導員も（制限なく）自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べるができる会議にしてください。
- ④父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

以上

添付資料 2) 対市要望書(社協向け)

春日部市社会福祉協議会
事務局長
関根 栄治様

放課後児童クラブの運営に関する要望書

2015年11月
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
代表 金子 史(幸松放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、活動しております。

今年度は、国の「子ども・子育て支援新システム」スタートと同時に春日部市も「放課後児童クラブ条例」の改正並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、新たな段階に進み始めました。

社会福祉協議会(以下、社協と略記します)は放課後児童クラブの実質的な運営を担っており、子どもたちが豊かで幸せな日常を過ごしながら成長していける場を提供できるかどうかは、まさに社協の運営にかかっていると言わざるを得ません。設備環境は年々向上してきているとは思いますが、真の保育レベルの向上は物理的な充足だけでは得られず、指導員と子ども、保護者も含めた心の通った保育があって初めて実現できるものと考えます。

子ども達の放課後の生活を少しでも向上させる様、父母としての願いを要望にまとめました。これらの実現のため、格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

<要望>

1. 運営に関する要望

1) 指導員の配置は、従来通りの原則を継承し、新条例を理由に配置基準の変更を行わないでください。

春日部市の従来 of 指導員配置は、「小規模でも1クラブ複数の正規指導員、児童25名増加毎に正規指導員1名を加配」が原則です。新条例では「2名の支援員の内1名は補助員でも良い」とされていますが、もしこの様な変更が行われれば、明らかに保育の質の低下に当たります。また、児童20名未満のクラブについては、同一敷地内の2つのクラブでの補助員の兼務が認められる記述がありますが、これについても同様です。第5条の2に記述されている通り、「基準を超えて運営されている事業者」については、「基準を理由に運営を低下させる」ことは許されません。

2) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、合同保育を行ってほしいという意見も多数見受けられます。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

2) 業務管理担当者に外部研修の受講を義務付けてください。

新制度の開始に伴い、今年度から「子ども・放課後サポートセンター」が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」への指導員の派遣が始まりました。放課後児童クラブの円滑な管理運営を行うため、指導員の管理指導に当たる社協の担当職員にも、この研修を受講する様、義務付けてください。

また、上記認定資格研修は一度きりの、最も基本となる研修ですが、真に保育レベルの向上を目指すためには、県などが主催する「学童保育研究集会」や「指導員学校」、「実践交流会」などの継続的な受講が必要です。指導員だけではなく、社協担当者にもこれらの研修を継続的に受講する様、業務に組み込んでください。

3) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。春日部の指導員給与についても、東武沿線の越谷、草加いずれの市よりも低い水準であり、過去においては、春日部の指導員が退職して他地域の指導員や教員、保育士などに転職した事例が多くあります。指導員の多くは経験の浅い状況であり、その指導員が頻繁に離職する状態がここ数年続いています。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

<参考データ1>資格別平均年収

(年収ラボ H25年版データ)

(*総務省 H19年 地方公務員給与実態調査)

職業	年収	平均年齢
小中学校教員*	742.4万円	43.8歳
看護師	472万円	38.0歳
准看護師	399万円	46.7歳
保育士	310万円	34.7歳

<参考データ2>春日部市および草加市の放課後児童クラブ指導員年収比較

勤続年数 (経験年数)	年収(超勤手当を除く)		
	春日部市(H25)	越谷市(H26)	草加市(H24)
1年目(0年)	2,124,276円	2,134,860円	2,320,000円
2年目(1年)	2,157,792円	2,260,440円	2,363,500円
.....
12年目(11年)	2,480,184円 ※12年目以降昇給無し	2,595,320円 ※14年目以降昇給無し	2,842,000円 ※12年目以降も昇給

4) 管理担当者の現場把握を徹底してください。

放課後児童クラブの各現場において、子どもたちの生活上問題となる点や危険な個所、設備の不足による課題など、多種多様な問題が存在します。指導員からも随時問題提起があるとは思いますが、そうした指摘が無い場合でも、人によって見方が異なる場合や、現場の状況が伝聞からの想像と異なっている事もあります。問題の指摘等の有無に関わらず、全てのクラブにおいて最低でも年度に1～2回は社協および保育課双方の担当者が現場を訪問し、各クラブの状況を確認すると同時に指導員からのヒアリングを行って、現状に対する意思の疎通を徹底してください。

5) 父母会の無いクラブにおける父母の交流機会を積極的に設けてください。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力をお願いします。また、父母会の無いクラブにおいては、指導員が計画を立て、少なくとも年度に数回は父母と指導員が顔を合せ、情報の提供や意見交換、交流などを行う機会を設ける様にしてください。

3. その他について

1) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。
- ②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と全クラブへの配置状況を保護者に説明してください。
- ③指導員も（制限なく）自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる事ができる会議にしてください。
- ④父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

以上

放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書

1. 運営に関する要望

1) 新条例に基づき、全学年の希望者が入室できる様、一日も早く設備と体制を整えてください。

定員オーバーを理由に高学年の一部が入室不可の状態となっているクラブについて、早急に設備の拡張と指導員の確保をお願いします。

【回答】

児童福祉法の改正より入室資格が小学校6年生まで拡充されたことに伴い、入室児童が今後も増加すると思われる施設（八木崎・立野・内牧クラブ他）について、増設を進めてきました。

今後も入室申請が増加すると見込まれる施設は却下児童の解消方法について、検討を進めてまいります。

指導員の確保は指定管理者との協定書に基づき、配置をしてまいります。

2) 指導員の配置は、従来通りの原則を継承し、新条例を理由に配置基準の変更を行わないでください。

春日部市の従来の指導員配置は、「小規模でも1クラブ複数の正規指導員、児童25名増加毎に正規指導員1名を加配」が原則です。新条例では「2名の支援員の内1名は補助員でも良い」とされていますが、もしこの様な変更が行われれば、明らかに保育の質の低下に当たります。また、児童20名未満のクラブについては、同一敷地内の2つのクラブでの補助員の兼務が認められる記述がありますが、これについても同様です。第5条の2に記述されている通り、「基準を超えて運営されている事業者」については、「基準を理由に運営を低下させる」ことは許されません。

【回答】

本市では、現在、指定管理者との協定書に基づいた「児童25人につき1人の指導員の配置」を基準として指導員の配置を行っています。

「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第11条第2項の規定に従い、条例の基準も満たした配慮した配置を予定しており、指定管理者との協議により調整を図っていきます。

3) 各児童クラブ毎のニーズを把握し、保育時間延長を検討してください。

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差はあるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

【回答】

平成25年度に5,000人に対して無作為に配布しました「春日部市子ども・子育て支援事業計画 ニーズ調査報告書」の結果といたしまして、保育時間延長を望む方は（閉室時間延長、土曜日等の8時以前の早期開室）ニーズもそれほど高まっていないものと認識しております。

また、保育時間の延長については、指導員の負担や勤務時間、さらに財政的な負担などの課題がございますので更なる開室時間の延長は、現時点では困難なものと考えております。

4) 兄弟入所や高学年の入所に対して、保育料減額を検討してください。

放課後児童クラブの保育料は地域によりまちまちですが、公設公営学童保育では比較的低額に、民営学童保育では高額になっているのが現状です。昨年度の要望書回答では、「県内市の平均は8300円」と

記述がありますが、これは公設学童の平均でしょうか？ さいたま市の例を見ても、同じ市内でも公設は8000円、NPO学童は10500円と、かなりの差があります。県内市の平均が8300円だとすれば、県内公設学童の平均はそれよりも低いはずです。そうなれば、春日部市は「公設の中では高い保育料」という事になります。平均値算出方法について、もう少し具体的にご説明をお願いします。

また、さいたま市や幸手市、久喜市など、多くの市町村で高学年の保育料軽減や、2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られています。春日部市においてもこうした軽減措置を検討してください。

【回答】

昨年度の要望書で回答しました保育料の平均値「8,300円程度」は、県内自治体へ照会等した公設保育料の平均額となっております。

また、保育料は、市町村民税の額に応じて保育料の判定を行い、減免制度を認めておりますので、保育料は適正な額とあると考えていることから、現時点では保育料の変更は行わないものと考えております。

5) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、合同保育を行ってほしいという意見も多数見受けられます。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

【回答】

合同保育につきましては、指定管理者との協議により平成26年1月からは特別な事情が生じた場合を除き、原則として自クラブでの保育を基本としてまいりました。その後の協議においても、学区外のクラブへの送迎時や入室許可クラブ以外での事故等、管理責任の問題から、合同保育の実施は困難との判断に至ったものです。

しかしながら、他クラブとの交流を希望する声も多くあったことから、お盆期間については保護者の同意のもと、クラブ間交流事業を実施している状況となっております。

6) 新条例の附則に記されている設備及び児童数の経過措置について、「当分の間現状維持」ではなく、「すみやかに移行」する様、努力してください。

新条例の附則に盛り込まれた経過措置で、1クラブ辺りの児童数（概ね40名）と、専用区画の面積（1人当たり1.65㎡以上）について、経過措置として期限を定めない猶予期間が明記されています。条文では改善する内容を謳いながら実際には実現しないのでは意味がありません。一刻も早く改善を実現できる様、予算の確保を含めた対応をお願いします。

【回答】

施設整備等につきましては、児童福祉法の改正により、6年生児童までが入室資格であることから、入室希望児童の受け入れができることを優先して施設整備を行っていき、その後、条例の基準を満たすための施設整備を段階的に対応していきます。

なお、他市の条例を確認する限りにおいても、「当分の間」と経過措置を設け、条例を制定しており、本市の条例と同様に、他市の条例におきましても規定しておりますので、期限等置を設けていない市町村は、本市だけではないものと考えております

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

【回答】

研修については、社会福祉協議会から回答いたします。

2) 指定先の業務管理担当者に放課後児童支援員認定資格研修を受講させてください。

新制度の開始に伴い、今年度から「子ども・放課後サポートセンター」が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」への指導員の派遣が始まりました。放課後児童クラブの円滑な管理運営を行うため、指導員の管理指導に当たる社協の担当職員にも、この研修を受講する様、義務付けてください。

【回答】

研修については、社会福祉協議会から回答いたします。

3) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。春日部の指導員給与についても、東武沿線の越谷、草加いずれの市よりも低い水準であり、過去においては、春日部の指導員が退職して他地域の指導員や教員、保育士などに転職した事例が多くあります。指導員の多くは経験の浅い状況であり、その指導員が頻繁に離職する状態がここ数年続いています。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加が必要です。そのために、指定先への委託費用、特に人件費の増額を行ってください。

【回答】

指導員の給料については、社会福祉協議会から回答いたします。

4) 保育課および社協担当者の現場把握を徹底してください。

放課後児童クラブの各現場において、子どもたちの生活上問題となる点や危険な個所、設備の不足による課題など、多種多様な問題が存在します。指導員からも随時問題提起があるとは思いますが、そうした指摘が無い場合でも、人によって見方が異なる場合や、現場の状況が伝聞からの想像と異なっている事もあります。問題の指摘等の有無に関わらず、全てのクラブにおいて最低でも年度に1~2回は社協および保育課双方の担当者が現場を訪問し、各クラブの状況を確認すると同時に指導員からのヒヤリングを行って、現状に対する意思の疎通を徹底してください。

【回答】

現場の把握は、年4回程度実施予定の定期継続監視において全施設の確認を行っています。各クラブの状況把握（子どもたちの生活上問題となる点や危険な個所、設備の不足による課題など）は、指定管理制度に基づいて指定管理者が管理運営を行っていることから、指定管理者を通じ、状況の報告を受け、対応に努めていきます。

5) 父母会の無いクラブにおける父母の交流機会を積極的に設けてください。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性和、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力をお願いします。また、父母会の無いクラブにおいては、指導員が計画を立て、少なくとも年度に数回は父母と指導員が顔を合せ、情報の提供や意見交換、交流などを行う機会を設ける様にしてください。

【回答】

父母会については、社会福祉協議会から回答いたします。

3. 施設改善、その他について

1) 「市が必要と認める設備」を、県の運営基準に準拠させてください。

各児童クラブにおける設備の状況は年々改善してきていますが、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）について、依然として設置がされていない、あるいは不足しているクラブが存在します。「市が必要と認める設備」の認識が、県の運営基準と合致していない事が明白です。運営基準に明記されている設備については、市の責任において必要量を確保してください。

【回答】

市では放課後児童クラブ備品等整備基準を定めて、施設の運営上必要な備えるべき備品として、冷蔵庫、掃除機、テレビなどを備えるものとしており、予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

2) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。
- ②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と全クラブへの配置状況を保護者に説明してください。
- ③指導員も（制限なく）自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる事ができる会議にしてください。
- ④父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

運営連絡会議については、社会福祉協議会から回答いたします。

以上

添付資料 4) 対市要望書回答(社協)

2015年度 放課後児童クラブの運営に関する要望書の回答

1. 運営に関する要望

1) 指導員の配置は、従来通りの原則を継承し、新条例を理由に配置基準の変更を行わないでください。

春日部市の従来のご指導員配置は、「小規模でも1クラブ複数の正規指導員、児童25名増加毎に正規指導員1名を加配」が原則です。新条例では「2名の支援員のうち1名は補助員でも良い」とされていますが、もしこの様な変更が行われれば、明らかに保育の質の低下に当たります。また、児童20名未満のクラブについては、同一敷地内の2つのクラブでの補助員の兼務が認められる記述がありますが、これについても同様です。第5条の2に記述されている通り、「基準を超えて運営されている事業者」については、「基準を理由に運営を低下させる」ことは許されません。

【回答】

指定管理元である春日部市より回答いたします。

2) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、合同保育を行ってほしいという意見も多数見受けられます。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

【回答】

合同保育につきましては、指定管理元との協議により、平成26年1月からは特別な事情が生じた場合を除き、原則として自クラブでの保育を基本としてまいりました。その後の協議においても、学区外のクラブへの送迎時や入室許可クラブ以外での事故等、管理責任の問題から、合同保育の実施は困難との判断をいただいております。しかしながら、他クラブとの交流を希望する声も多くあるため、お盆期間については保護者の同意のもと、クラブ間交流事業を実施している状況になっております。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としていますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

【回答】

県などが主催する研修への派遣参加や内部研修等を計画的に実施しております。

2) 業務管理担当者に外部研修の受講を義務付けてください。

新制度の開始に伴い、今年度から「子ども・放課後サポートセンター」が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」への指導員の派遣が始まりました。放課後児童クラブの円滑な管理運営を行うため、指導員の管理指導に当たる社協の担当職員にも、この研修を受講する様、義務付けてください。

また、上記認定資格研修は一度きりの、最も基本となる研修ですが、真に保育レベルの向上を目指すためには、県などが主催する「学童保育研究集会」や「指導員学校」、「実践交流会」などの継続的な受講が必要です。指導員だけではなく、社協担当者にもこれらの研修を継続的に受講する様、業務に組み込んでください。

【回答】

放課後児童支援員認定研修については、受講人数・資格要件等により担当職員の受講義務付けまでは考えておりませんが、状況に応じて対応してまいります。

その他研修については、労務管理等必要な研修には参加しておりますが、内容に応じて対応してまいります。

3) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。春日部の指導員給与についても、東武沿線の越谷、草加いずれの市よりも低い水準であり、過去においては、春日部の指導員が退職して他地域の指導員や教員、保育士などに転職した事例が多くあります。指導員の多くは経験の浅い状況であり、その指導員が頻繁に離職する状態がここ数年続いています。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

【回答】

労使協定に基づき対応しております。

4) 管理担当者の現場把握を徹底してください。

放課後児童クラブの各現場において、子どもたちの生活上問題となる点や危険な個所、設備の不足による課題など、多種多様な問題が存在します。指導員からも随時問題提起があるとは思いますが、そうした指摘が無い場合でも、人によって見方が異なる場合や、現場の状況が伝聞からの想像と異なっている事もあります。問題の指摘等の有無に関わらず、全てのクラブにおいて最低でも年度に1～2回は社協および保育課双方の担当者が現場を訪問し、各クラブの状況を確認すると同時に指導員からのヒアリングを行って、現状に対する意思の疎通を徹底してください。

【回答】

その都度、指導員からの報告、相談等を受け、円滑なクラブ運営に努めております。また、必要に応じ、各クラブの巡回を行っております。

5) 父母会の無いクラブにおける父母の交流機会を積極的に設けてください。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力をお願いします。また、父母会の無いクラブにおいては、指導員が計画を立て、少なくとも年度に数回は父母と指導員が顔を合せ、情報の提供や意見交換、交流などを行う機会を設ける様にしてください。

【回答】

これまでも指導員は父母会の定例会や父母会行事に参加し、協力しております。

父母会は保護者の自主的な組織であり、指導員に指示することは考えておりませんが、一部の保護者

の方から父母会活動が大きな負担になっていると伺っております。

3. その他について

1) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。

【回答】

入室者に配布されております「放課後児童クラブ案内」や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等によりご案内しております。また、その主な経費は放課後児童クラブの運営に要する指導員等の人件費です。

②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と全クラブへの配置状況を保護者に説明してください。

【回答】

県などが主催する研修へ参加を希望する指導員を参加させており、内部研修等につきましても計画的に実施しております。

指導員の配置数は、入室児童数により定められている基準により、施設の運営に支障を来たすことのないよう配置しております。また、各クラブでは指導員が父母会の定例会等で指導員等の配置状況を報告しております。

③指導員も（制限なく）自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる
ことができる会議にしてください。

【回答】

運営連絡会には指導員の代表者が参加しております。

④父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

放課後児童クラブ運営連絡会は、当事者である放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブの設置者である市及び指定管理者である社会福祉協議会が、児童のクラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としておりますので、父母会連絡会の事務局メンバーの参加はご遠慮いただいております。

添付資料 5) 規約

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会 規約

第1章 総則

第1条 名称

この会は、春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会という。(以下「本会」という。)

第2条 目的

本会は、放課後の児童の安全と生活を守り豊かにするとともに、父母が安心して働き続けるために、保育内容の向上を目指し、より充実した学童保育を実現していくことを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子どもたちの豊かな放課後生活を実現するため、安定的かつ継続的な保育環境を実現する。
2. 保育内容の充実及び向上を図るため、会員相互の交流を図る。
3. 他地域の学童保育情報を会員で共有する。
4. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条 構成

本会は、以下で構成される。

1. 会員 春日部市内の放課後児童クラブ父母会。
2. 賛助会員 上記以外で、目的に賛同する個人。

第2章 機関

第5条 機関

本会に、次の機関を置く。

1. 総会
2. 代表者会議
3. 事務局

第6条 総会

総会は、本会の最高決議機関であり、会員および賛助会員で構成し、原則として年1回開催する。ただし、代表者会議が必要と認めたときは、すみやかに臨時総会を開催しなければならない。尚、賛助会員は総会への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第7条 代表者会議

代表者会議は、会員および賛助会員で構成する。代表者会議は、総会に次ぐ決議機関であるとともに、本会の執行機関であり、必要に応じて年間数回開催する。尚、賛助会員は代表者会議への参加および発言をする事ができるが、議決権を持たない。

第8条 決議

総会および代表者会議の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第9条 事務局

事務局は、会員メンバーおよび賛助会員により構成し、本会の目的を達成するために、企画、立案、情報収集、連絡、会計等の事務処理を行う。

第3章 役員

第10条 役員

本会に、次の役員を置く。

1. 代表 1人
2. 事務局長 1人

第11条 役員の任務

1. 代表は、本会を代表し、会の円滑な運営を進める。
2. 事務局長は、事務局を統括し、会の活動を推進するための実務を行う。

第12条 役員の選出方法

本会の役員は、代表者会議で推薦し、総会の承認を受ける。

第13条 役員の任期

役員の任期は、総会から翌年の総会までの1年とし、再任を妨げない。

第14条 役員の補充

役員に欠員が生じたときには代表者会議の承認を得て補充できる。但しその任期は前任者の在任期間とする。

第5章 会計

第16条 運営経費

本会の運営経費は、協賛金その他の収入をもって充てる。

第17条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第18条 会計監査

会計監査は、事務局員以外から選出し総会の承認を受ける。会計監査は、本会の経理状況を監査し、代表者会議・総会に報告する。

第6章 付則

第19条 規約の改正

この規約は、総会の決議により改正することができる。

第20条 細則

この規約の実施に必要な細則は、別に定める。

第21条 発効

この規約は、2008年2月24日から発効する。

改正履歴

2011年5月15日 一部改正

2015年5月17日 一部改正

添付資料 6) 2015年度 協賛金にご協力いただいた方々

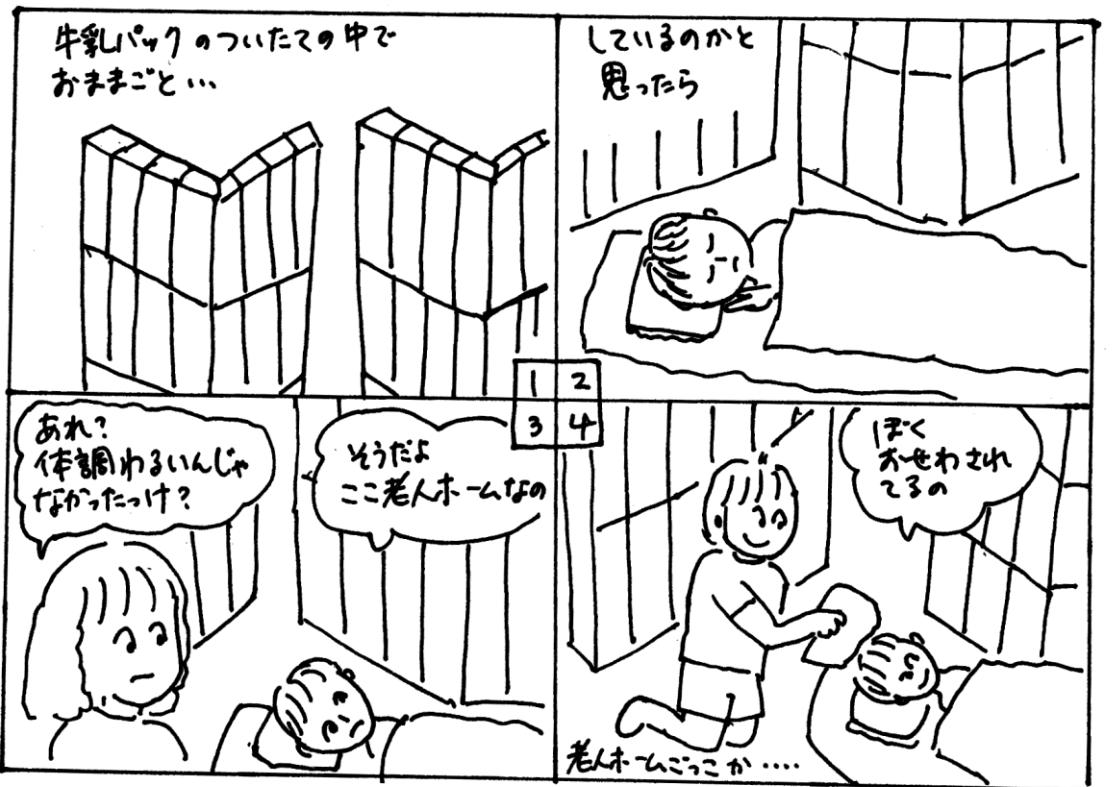
お振込み順 敬称略

ヤマギシ アサミ
ミヤカワクラブ
トヨノクラブ
ドイ ミキオ
タケウチ ミツコ
サトウ マサヨ
ショウゼンクラブ
ミドリクラブ
カスカベシホウカゴジドウクラブ
カスカベクラブ
カミオキクラブ
タカキ カズエ
オオクマ アヤ
イシイ ヨウコ
タンポポクラブ
カネダ ヨシコ

ご協力ありがとうございました。



1	2
3	4



1	2
3	4